

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問1 法科大学院法案について、法曹コースに行った学生が必ず法科大学院に行けるのか。

（答）

1. 法曹コースの定員の設定は、設置する大学の判断に委ねられており、  
①コース選択時に人数を絞り込み、コースを修了した学生であれば原則として連携先の法科大学院への進学が保証されることとする場合や、  
②コース選択時には緩やかな選抜を行い、進級に当たり人数を段階的に絞ることとする場合など様々な場合が考えられ、特に後者のような場合には、法曹コースの修了によって連携先の法科大学院への進学が必ずしも保証されているとは限らない場合があります。
2. その点、コース選択を希望する学生に対して丁寧に説明することが不可欠であり、その旨を、法学部や法科大学院に対してしっかりと指導してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問2 法科大学院に合格せず、行けない学生はどのくらいいると想定しているのか。

（答）

1. 法曹コースには様々な場合が考えられるが、必ずしも連携先への進学が保証されていない形態の法曹コースであっても、法科大学院が求める高いレベルの教育内容や厳格な成績評価などを求められることになることから、修了者は高い基礎的な能力を身につけています。
2. したがって、連携先の法科大学院ではなく、一般的な入学者選抜による進学を希望しても、十分に受かる実力を有していることが想定され、具体的な人数を述べることは困難ですが、ほぼ全ての法曹コースの学生が、いずれかの法科大学院に進学すると考えております。
3. 法曹コースの設置を検討している各大学においては、このような前提でしっかりと質の担保されたコースを設置すべきであり、その点文科省としてもガイドラインや認定を通じて質の担保を図ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

更問 そのような甘い見通しで始めては、法科大学院が過大な定員規模となり、司法試験合格率が低迷したときの二の舞になるのではないか

1. 法科大学院の定員が過大となり、司法試験合格率が低迷したことの反省に立ち、法曹コースの規模は、最大で1／2とすることを予定しています。
2. また、法曹コースは、法科大学院と同等の教育内容と厳格な成績評価・修了認定をはじめとして、その質の担保のために多くの要件を課しており、安易に規模の大きなコースを設定することは困難と考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問3 法科大学院に合格できなかった場合、卒業せず  
に大学4年に残ることもできるのか。それとも、法  
曹コースは3年で卒業となるのか。

（答）

1. 一般的に、早期卒業制度は、

- ①3年等で卒業に必要な単位を、各大学が定める優秀な成績で修めることができ、かつ、
- ②本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであり、

仮に法科大学院に合格できなかった場合に、学生が早期卒業を希望せず、4年次に進学することは可能です。

（）  
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問4 この場合、ギャップタームは短くならないのではないか。（同旨 法務省）

（答）

1. 「ギャップターム」とは、一般的には、法科大学院を修了してから、司法修習が開始されるまでの期間を念頭においており、法曹コースに在籍し、早期卒業した学生が、法科大学院に合格したか否かに拘わらず、この期間に変更はありません（ギャップタームが短縮されるかどうかは、在学中受験に係る論点です）。
2. 仮に法曹コースに在籍しつつも、法科大学院に合格せず、4年次に進学した場合、翌年度の法科大学院入試を受けることになるため、法曹資格取得までの期間が最短の6年より1年長くなることになります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問 司法試験の在学中受験をする者としない者が混在することについて、教育への影響をどのように考えているのか。

(答)

1. 多くの法科大学院においては、司法試験の在学中受験に対応するため、

- ・司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を司法試験の前までに
- ・より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を司法試験の後に

配当するよう、カリキュラムの見直しが行われるものと考えています。

2. この場合において、在学中受験を行わない者についても、司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を学修することができる環境を整えることが必要であり、各法科大学院の工夫により、学生のニーズを踏まえ、正課外における演習を含めて、こうした科目の学修機会の確保に取り組んでいただくよう促してまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問5 在学中受験で全員が合格するかのように考えているが、どのくらいの学生が在学中に司法試験に合格すると考えているのか。

（同旨 法務省）

（答）

1. 早期卒業又は飛び入学で既修者コースに入学し、平成29年度までに修了した者の修了後一年目の司法試験合格率は、56.5%となっており、これは同時点の既修者コース修了者全体の合格率43.4%よりも10ポイント以上高い水準となっております。
2. 今回の改正案による、3プラス2の制度化や在学中受験資格の創設、定員管理の導入により、法科大学院への信頼が回復し、学部段階から法曹を目指す多くの有為な若者が法科大学院に入学し、在学中に司法試験を受験することで、これまでの合格率の実績を上回ることを期待しています。
3. なお、文部科学省としては、3プラス2で在学中受験した学生の合格率についても数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行っていく必要があると考えております。

（参考）

数値目標については、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等の場において、関係者のご意見を伺いながら設定する予定。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問6 司法試験の試験日を夏休み期間とすると、司法試験の受験に必要な所定の単位は法科大学院の既修1年次に取得するカリキュラムになるのか。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 在学中受験資格の取得に必要となる所定科目単位については、法務省令において定められことになりますが、仮に、既修2年次（未修3年次）の夏に司法試験を実施する場合には、既修1年次（未修2年次）終了時までの修得単位が基準となるものと考えられます。
2. 具体的には、既修者1年次（未修2年次）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を前提に、
  - ・その応用能力や、
  - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問7 このようなスケジュールで教育内容を充実できるのか。

（答）

1. 今回の改正案においては、法曹として必要な学識等を段階的・体系的に涵養すべきこと等を法律上明記するなど、法科大学院教育全体の充実を図ることを目的とするものです。
2. 特に、在学中受験の導入により、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実に資すると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問8 司法試験の発表時期にもよるが、発表後は合格した者と落ちた者とが混在する中で授業を行うことになる。合格者は勉強に身が入らないような気がするし、不合格者は次の試験に向けた勉強をしたい。この両者のニーズに合うカリキュラムを設けることは難しいのではないか。

（答）

1. 司法試験の実施時期は、最終的には司法試験委員会の決定事項であるが、仮に既修2年次（未修3年次）の夏頃（7月頃）に司法試験を実施するとした場合には、合格発表は秋頃（10月頃）になると想定されます。

（参考）平成30年司法試験においては、試験実施（5月）から合格発表（9月）までの期間は約4カ月。

2. この時期は後期の授業期間と重なる可能性がありますが、各法科大学院においては、合格したか否かに問わらず、しっかりと後期の学修を全うした上で課程を修了できるよう、様々な学修サポートに万全を尽くしていただきたいと考えています。

3. 合格者については、より実務に即し自身の関心に沿った学修が可能となると考えています。

4. 不合格者については、次年度の司法試験に備え、実務に即した科目のみならず、司法試験で問われる基本科目についても配置することで、学生のニーズに合うカリキュラムが提供できると考えています。
5. このように、各法科大学院においては、学生のニーズを踏まえながら科目を配置し、正課外における演習も含めながら、カリキュラムの充実に積極的に取り組んでいただくよう促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問9 そもそも、司法試験の時期、試験の内容が決まってから法科大学院がどうあるべきかが決まると思う。順序が逆だと思うが、これで法科大学院が魅力あるものになると考えるのか。

（同旨 法務省）

（答）

1. プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院を魅力あるものとするためには、法科大学院教育の充実と、法曹を目指す若者の時間的・経済的負担の軽減を図り、予測可能性の高い法曹養成制度を確立することが重要であり、今回の改正案はこれらに対応するものです。
2. その上で、司法試験の在り方についても、法科大学院教育の改善を踏まえて検討を行うことが必要であることから、今後、法務省において文部科学省のほか、大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体において必要な検討が行われるものと考えており、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等においても、その検討状況を注視しながら、法科大学院におけるカリキュラムなどについて具体的な検討を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問10 法科大学院が定員割れを起こしているのは、入学しても司法試験に合格しない大学院には行かないと思っているからである。法科大学院に入学したら、ほぼ司法試験に合格できるようにしないと入学者数も増えず、法曹を志す人も増えないとと思うが、大臣の見解如何。

（同旨 法務省）

（答）

1. 平成31年度に募集継続している法科大学院36校のうち、約8割の29校が入学定員を充足していない状況にあります。
2. 法科大学院の定員割れを招いた原因としては、  
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷していること、  
②法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での大きな不安や迷いの一つとされていること、  
などが挙げられます。
3. 今回の改正案により、  
①法科大学院教育の充実を図り、司法試験に合格できる資質能力を身に付けさせるとともに、  
②これまでより2年短い最短6年で法曹資格を取得でき、時間的・経済的負担が軽減されることで、法科大学院の信頼を回復し、魅力を高め、法科大学院志願者の増加につなげたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問11 予備試験がある限り、優秀な人が3+2に進んだところで、法科大学院に来るのか疑問である。大学生で予備試験を受けていた学生のどの程度が法曹コースに来て、法科大学院に来ると考えているのか。

（同旨 法務省）

（答）

1. 今般の改革は、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整え、プロセスとしての法曹養成の充実を図るためのものです。
2. その上で、法曹を志望する学生の不安・迷いとして、多くの学生が時間的負担の大きさを挙げていることを踏まえると、今般の改革により、最短約6年間で学部入学から法科大学院を経て法曹資格を取得することが可能となり、時間的・経済的負担が大幅に軽減されることは、法曹志望者や法科大学院志望者・入学者の回復に大いに資するものであると認識しており、これまで予備試験を受験していた学生の一定程度が、プロセスとしての法曹養成を行う法科大学院を選ぶと考えています。

（参考）予備試験合格者数（平成30年度）

合格者数 433人

うち 大学学部在学中	170人(39.2%)
法科大学院在学中	152人(35.1%)
その他	111人(25.6%)

（注）平成30年司法試験予備試験の出願時（平成30年1月現在）

ただし、出願者の自己申告によるもの。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問12 経済的な理由で法科大学院に行けないという方には予備試験ルートを作るのでなく、給付型の奨学金を充実するなどの支援をした方が良いのではないか。

（答）

1. 予備試験の在り方については、平成27年の政府決定（※）において、「平成30年度までの法科大学院の集中改革の進捗に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、法曹養成制度の理念を阻害することができないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされており、法務省が主となって議論すべきであると承知しています。

（※）法曹養成制度改革推進会議における決定（平成27年6月）

2. 一方、最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、大学が独自に実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けており、このうち、全体の34.1%に当たる1,620人が給付型奨学金を受けているところです。

3. また、貸与型奨学金を受けていた学生のうち、243人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となったところです。

4. このように、法科大学院においては、現在でも充実した経済的支援のメニューが用意され、他の大学院と比較しても多くの学生が支援の対象となっておりますが、今後とも、意欲と能力ある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免の充実に努めてまいります。

(参考1) 法科大学院生(4,755人)における奨学金等の活用割合(平成29年度在籍者)

- ・給付型奨学金+授業料減免 18.8% (895人)
- ・給付型奨学金+貸与型奨学金+授業料減免 15.3% (725人)
- ・貸与型奨学金 14.4% (685人)

(参考2) 国立大学運営費交付金の予算積算上の授業料減免対象者の割合: 12% (修士)

日本学生支援機構の無利子奨学金貸与率(平成29年度)

: 修士 30.5%、法科大学院 32.5%

(参考3) 平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料(年額)の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問13 法学未修者の法科大学院入学者数が著しく減少しているが、この原因をどう分析しているのか。

（答）

1. 全体の法科大学院入学者数が最大となった平成18年度の5,784人から、平成31年度には1,862人（約3割）に減少する中、非法学部出身者は、最大であった平成16年度の1,988人から平成31年度の346人（約2割）に減少しています（したがって、未修者の減り幅の方が大きい）。
2. 法学未修者を含めて法科大学院志望者の激減を招いた原因としては、
  - ①法科大学院修了者全体の司法試験合格率が2～3割と低迷したこと、
  - ②法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。
3. 特に既修者コース以上に未修者コースの合格率は低くなっています、このことが法学未修者の法科大学院への入学者減の原因を招いているものと認識しています。

（参考）募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者コースで8割弱である一方、未修者コースで5割弱

次頁あり

4. なお、昨年度と比較すると、入学者全体は1,621人から1,862人に、非法学部出身者は226人から346人にそれぞれ増加しており、これは昨年度より入学者選抜における適性試験を廃止したことや、各法科大学院や日弁連における広報の成果が一定程度表れたものと認識しています。

(参考1) 専門職大学設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号) (抜粋)

【※改正前】

○専門職大学院設置基準

(法科大学院の入学者選抜)

第19条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)

(法科大学院の入学者選抜)

第3条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

【※改正後】

○専門職大学院設置基準

(法科大学院の入学者選抜)

第19条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)

(削除)

(参考2) 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性(平成30年3月13日中教審法科大学院等特別委員会) (抜粋)

○ 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粋未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべきである。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

更問あり

更問 適性試験を廃止したことで、法学未修者が増えたと言うことは、入学者の質の低下を招いたのではないか。

(答)

1. 入学者選抜は、専門職大学院設置基準第20条において、「法科大学院は、入学者の選抜にあたっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする」と規定しており、各法科大学院においては、法令に基づき適性を適確かつ客観的に評価しているため、質の低下は起きているとは考えていません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問14 3+2を基本としてしまうと、より未修者の入学希望者数は減少するのではないか。

（答）

1. 法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認め一方で、法曹コース以外の学生や未修者・社会人の枠も確保する必要があることから、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとしております。

これにより、法学未修者を含め法曹コース以外出身者に対する法科大学院への進学機会を確保することとしています。

2. また、今回の改正案においては、未修者等に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育等への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における未修者からの入学者の確保を推進してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定1 教育の重点は法学部教育に移り、学部にも相当な影響が生じるとの懸念について、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案に規定する法学部の法曹養成基礎課程（法曹コース）においては、法科大学院既修者コースへの接続を前提として、3年間で、法律の基本科目について、法科大学院の未修1年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められます。
2. 法曹コースは、法科大学院を中心とするプロセス教育を下支えするものとして大学の判断の下で開設するものであり、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはありません。
3. 法曹コースの開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を考えつつ、未来ある若者を受け入れる責任ある立場を認識し、法案が成立した際には、速やかに対応できるようしっかり準備を進めていただく必要があり、文部科学省としても、大学に対して、法曹コースの趣旨等についてしっかり周知してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定2 「在学中受験」は誰が決めたのか。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）の制度化等、法科大学院教育の改革について議論が行われ、方向性が取りまとめられましたが、在学中受験そのものについては議題に挙がっておりません。
2. 法科大学院教育改革の検討状況を踏まえ、法務省において、法科大学院在学中受験を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方等の様々な観点から、文部科学省と連携しつつ、鋭意検討が行われ、決定されたものと承知しています。

この過程において、法科大学院協会等関係者の意見を聞きながら検討を行ったところであり、法科大学院協会としても、昨年9月に、大学院としての教育が維持されること等を条件として、御了承いただいているところです。
3. 文部科学省としても、在学中受験の導入は、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減に資すると考えており、今回の改正案を提出したものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定3 未修者教育の充実に向けた環境整備について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院において、未修者など多様な人材を法曹として養成するという役割は重要であると考えており、今回の改正案においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者などに対する配慮義務を規定することとしています。

（参考）考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

2. さらに、法改正と併せた改革として、

①未修者教育への支援を含むメリハリある予算配分（※1）  
の継続や、

②憲法、民法、刑法で構成される「共通到達度確認試験（※2）」の本年度からの本格実施

といった取組を推進するなど、未修者教育の充実に向けた環境整備に努めたいと考えております。

（※1）

国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金において、司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組内容に応じて加算率を設定。

（※2）

各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

対大臣

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定4 期間短縮の中で未修者がキャッチアップできる仕掛けについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 未修者については、1年次で法律の基本的な科目を履修した上で、本年度から本格実施される「共通到達度確認試験（※）」を経て、2年次に進級することとなります。

（※）各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

2. 今後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定5 「在学中受験」は司法試験科目だけが法曹に必要、との実態に変わっていく可能性が極めて高いと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、在学中受験を念頭に置いた法科大学院教育の充実だけでなく、在学中受験の先も見通した教育の充実も規定しており、具体的には、「専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵(かん)養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を教育すべきこととしています。
2. 加えて、法科大学院の在学受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。
3. 法科大学院において、各学生が、
  - ①法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
  - ②法律に関する実務の基礎的素養、
  - ③国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識等それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学修する充実した機会が得られるよう、文部科学省としても各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）████████、（直通）████████、（携帯）████████

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定6 法科大学院を修了せずに司法試験を受けられるとなると、法科大学院の教育が不要となるのではないかとの懸念について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショントとしての法曹の養成を目指して創設されたものです。
2. 法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場であることは、今回の改正案による在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではありません。
3. 司法試験を受験する学生にとっては、
  - ・受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うことが可能となること
  - ・司法修習生は法科大学院修了が採用要件となることから、「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の理念に反するものではないです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定7 法科大学院の意義が活かされない状況を本法案による制度変更で起こしてしまう恐れを払拭する裏付け如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持しつつ、法科大学院教育の充実とともに、時間的・経済的負担の軽減を図るものであり、在学中に受験し、合格した者については、法科大学院修了を司法修習生の採用要件とすることとしています。
2. また、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することで、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしています。
3. これらにより、プロセスとしての法曹養成制度の中核を担う法科大学院への信頼を回復し、法曹志望者の増加につなげたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定8 法科大学院入学後の最初の1年間の学習内容如何。

（答）

1. 今回の改正案において、大学の責務に係る規定の改正により、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとし、
  - ・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力
  - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力等のほか、司法試験の出題範囲・レベルにとらわれない、将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等を規定しています。
2. 法科大学院入学後の最初の1年間（未修1年次）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、入学者に求める能力に応じた教育が実施されることが想定されています。

（参考）

- ・法律基本科目：憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定9 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を前提に、
  - ・その応用能力や、
  - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定10 未修者2年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 未修者2年次（法科大学院2年生）は、既修者1年次（法科大学院2年生）と基本的には同じカリキュラムが実施されることが想定されています。
2. しかしながら、未修者コースの学生の中には在学中受験を希望しない学生もいることから、各法科大学院には、学生が希望する受験時期に配慮したカリキュラム編成をお願いしたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定11 学生に司法試験合格後の授業料を支払わせる意味について、大臣の見解如何。

（答）

法科大学院においては、在学期間である3年間あるいは2年間を通して、法曹として必要な学識やその応用能力、実務の基礎的素養や弁論能力等がしっかりと涵養されることが重要であり、文部科学省としては、在学中受験の前後に問わらず、各法科大学院において授業料に見合った充実した教育を学生に提供することが求められるものと理解しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定12 法曹養成連携協定の締結や連携法曹基礎課程の設置の奨励について、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案における連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度化は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることとするものです。
2. これにより、同じ大学の法学部と法科大学院だけではなく、例えば、法科大学院を有しない地方大学と法科大学院の連携も可能となっており、学部在学中から法曹を目指す若者のニーズに幅広く応えることができる制度であると認識しております。文部科学省としては、法曹コースのためのガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定13 法科大学院と法学部が一体となった法学教育への国の支援、特に財政的支援について、大臣の見解如何。

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、法学部との連携も含め各法科大学院における教育の質の向上のための取組を促進しております。
2. 本プログラムについては、本法案の御審議等も踏まえつつ必要な見直しを行いつつ、法学部との連携をも含め法科大学院教育の更なる充実、改善を促すため、継続してまいりたいと考えております。

（）  
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定14 最近の入学者選抜の不適切事例を踏まえ、特別枠を設ける場合の、公平性の確保や大学自治への配慮を念頭に、国がガイドライン等を示す必要性について、大臣の見解如何。

（答）

1. 大学院の入学者選抜については、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うべきものであり、今回の改正案でも、制度化する連携法曹基礎課程からの学生の入学者選抜に関して「入学者の適性の適格な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること」と規定しています。
2. この規定を踏まえ、入学者選抜の公平性の確保も含めた、連携法曹基礎課程のためのガイドラインを、法案成立後に策定し、各大学の適切な対応を促してまいります。

（）  
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定15 大学が連携法曹基礎課程の設置に伴う大学の早期卒業制度の導入を行うにあたり、法科大学院への進学を早期卒業の要件とすることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 一般的に、早期卒業制度は、3年等で卒業に必要な単位を各大学が定める優秀な成績で修めることができ、かつ、本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであることから、卒業後の進路がどこであるかは、早期卒業の条件ではありません。
2. 今回の改正案による法曹コースから連携先の法科大学院への進学、すなわち3プラス2の場合、早期卒業の活用を念頭に置いており、法学部と法科大学院との連携協定の認定基準の中でも、文部科学省令において、早期卒業に関する規定を設けることを予定していますが、法曹コースを卒業する学生が必ず法科大学院へ進学するという制度設計にはなっておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定16 入学定員総数の上限を定める意義について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院については、修了者の司法試験合格率の低迷といった要因により、志願者や入学者の減少が続いていますが、その理由の一つとして、法科大学院制度創設時において、入学定員の総数の上限を定めずに設置基準を満たしたものを一律に認可し、過大な定員規模となつたことが挙げられると認識しております。
2. そのため、今回の改正案においては、法科大学院の入学定員の総数について、法科大学院制度を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、一定の上限（現状の2,300人程度）を設定して制度的に管理し、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定17 社会の法曹ニーズに見合う人数如何。

（答）

1. 法科大学院の入学定員の総数を現状の2,300人程度を上限に設定することとし、当面これを上限に法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいりたいと考えています。
2. 今後、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することとし、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定 18 文部科学大臣答弁「法科大学院は定数管理する」と、法務省答弁「司法試験は一定数の合格としない」の矛盾について、大臣の見解如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 法曹養成制度改革推進会議決定においては、
  - ・司法試験合格者数について、当面、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
  - ・法科大学院修了者のうち、累積合格率で概ね7割程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこととされていることから、文部科学省としては、当面は現状の2300人程度を上限として定員管理を行うことが必要と考えており、その旨答弁したものです。
2. 一方、法務省は、輩出される法曹の規模として「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」ることと推進会議において決定されていることを踏まえ、司法試験委員会においても、毎年の司法試験の合否判定を行っているものと、法務省として認識しつつも、あくまでも司法試験の合否判定は毎年、実際の試験結果に基づいて司法試験委員会によって行われることを踏まえて「予め決められた一定数を合格させる試験ではない」旨の答弁を行ったものと承知しています。

3. したがって、いずれの答弁も「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」とされた推進会議決定を踏まえており、両省の答弁に、矛盾があるとは考えておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

(

(

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定19 大学院への飛び入学の要件の拡充の影響  
如何。

（答）

1. 今回の連携法改正案においては、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減に資するため、早期卒業を前提とした法学部3年の法曹コースと法科大学院2年のルート（3プラス2）を推進することとしています。
2. 加えて、今回の学校教育法改正案では、大学院への飛び入学の可否を判断するに当たり、これまで学部成績だけが判断材料であったものに、法科大学院における既修者認定試験も活用することができるとしております。
3. これにより、例えば、法曹コースを設置していない大学の法学部の学生が、学部3年で法科大学院に進学を希望する場合に、既修者認定試験の結果を活用して、飛び入学により法科大学院への入学が可能になると考えられます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定20 法科大学院在学中における司法試験の受験資格の付与について、大臣の見解如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしております。
2. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実に資する仕組みであると認識しております。
3. このように、在学中受験資格の導入後も、法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定21 司法試験に合格した後にやむを得ない理由で法科大学院を修了できなかった場合に、不当に不利益をこうむることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなります。
2. これは、①法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えております。
3. 在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかったとしても、休学や留年等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能です。

したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定22 予備試験を「国家的模擬試験」のように受験している実情如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところです。
2. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、法務省において、かかる改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討が行われるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定23 予備試験からの合格者増の要因如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 予備試験合格資格による司法試験合格者の数が年々増加していることは事実です。
2. 文部科学省としては、法曹を目指す多くの学生が、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっていることも踏まえ、今回の法改正により、法科大学院教育の充実とともに、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えております。

(参考) 予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年 58人

平成25年 120人

平成26年 163人

平成27年 186人

平成28年 235人

平成29年 290人

平成30年 336人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定24 予備試験経由の法曹の評価如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. (予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知していますが、) 文部科学省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身に附けているものと考えています。
2. 法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定25 予備試験の必要性について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えています。
2. もっとも、予備試験制度については、推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘もされているところです。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定26 予備試験があることで本来合格できる受験者が排除されているのではないか、との指摘があるが大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度においては、法科大学院を経由しない者は、司法試験を受験するための要件として、法科大学院修了者と同等の学識等を有することを確認するための予備試験に合格することを求めています。
2. このような予備試験の存在は、司法試験の受験を不当に制限したり排除したりするものではなく、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ、幅広い法曹資格取得のための途を確保しているものであり、御指摘は当たらないものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問1 予備試験があることで、本来司法試験に合格できる受験生が、司法試験合格者から排除されている（司法試験の合否判定で不利に扱われている）のではないか。

（答）

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同様の能力及び資質を有していると判断されたものであり、司法試験考查委員の合議による判断に基づいて司法試験委員会が司法試験の合格者を決定するに当たり、法科大学院修了資格に基づく受験者と予備試験合格資格に基づく受験者とで異なった取扱いは行われていないものと承知しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問2 予備試験は、その合格者数を不当に制限しすぎではないか。

(答)

(繰り返しになるが) 予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その判定に当たる予備試験考查委員の合議においても、その後の司法試験委員会の決定においても、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと承知しています。したがって、不当に制限しているとの御指摘は当たらないものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定27 司法試験が屋上屋を重ねる形になつていることによる、予備試験受験生の負担について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものです。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験であると認識しております。

2. 他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものです。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や位置付けを異にするものであり、予備試験を経由した者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されていると考えています。（したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解しています。）

次頁あり

3. 仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないことから、そのような制度見直しは相当でないと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定28 法科大学院在籍者でありながらプロセス  
による法曹養成をくぐらない学生の人数如何。  
(同旨 法務省)

(答)

1. 文部科学省の調査では、予備試験合格資格に基づく司法試験合格を理由に法科大学院を中退した者は、平成29年度実績で75人であったと承知しています。

(参考1) 文科省から各法科大学院に照会して実施した調査結果

- 予備試験合格を理由とした中退：21人（平成29年度）  
○司法試験合格（予備試験合格資格）を理由とした中退：75人（平成29年度）

(参考2) 平成29年予備試験合格者について

- ・最終合格者 444人  
うち、予備試験出願時である前年度の属性で  
法科大学院在学中の者 109人  
(うち、法科大学院1年在学中の者 4人  
同2年在学中の者 104人  
同3年在学中の者 1人)

2. なお、法務省によれば、平成30年の司法試験最終合格者1,525人のうち、予備試験合格資格による者が336人と承知しています。このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が106人、そのうち法科大学院2年次在学中の者が97人であったと承知しています。

次頁あり

3. また、平成29年の司法試験最終合格者1,543人のうち、予備試験合格資格による者が290人と承知しています。このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が96人、そのうち法科大学院1年次在学中者が1人、2年次在学中の者が84人であったと承知しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定29 予備試験に合格し、司法試験にも受験した者の人数と今後の政府の対応について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 法務省によれば、予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数は、平成24年が85人、平成27年が301人、平成30年が433人であったと承知しています。
2. 予備試験制度の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、予備試験については、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされています。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしつかり進めることが最優先であると考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定30 入学者の多様性の確保のための、配慮義務の具体的な内容如何。

（答）

1. 今回の改正等においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしているところです。
2. 具体的には、例えば、
  - ・未修者への配慮としては、特定分野からの枠の設定
  - ・社会人への配慮としては、試験の休日実施や社会人経験の評価等が考えられます。

（参考）考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定31 例えばICT活用による教育は想定されているか。

（答）

1. 法科大学院についても、ICT活用による教育は制度上可能となっており、現在でも、法科大学院の中には、社会人を対象としてICTを活用した教育を行っているところがあります。
2. 文部科学省では、平成29年2月に、ICTの活用に關し、専門職大学院設置基準等との適合について解釈を明確化したところであり、予算のメリハリある配分を通じて、各大学の自主的な取組を支援してまいります。

（注）ICTを活用した法科大学院における教育例

（例1）

社会人を対象に夜間、土曜日に授業を開設している筑波大学の法科大学院においては、タブレット等の携帯可能な機器を用いて、教室以外において、一定程度授業を受講する形態を認めています。

（例2）

千葉大学と金沢大学の連携において、共同開講科目の開設や各大学が強みをする科目をライブ・オンデマンド配信により提供しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定32 法科大学院生が活用している経済的支援の6割を占める、各大学独自の制度に対する国立大学運営費交付金や私学助成での補助について、今後の取り扱い如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、各大学がそれぞれに定める基準で実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けております。
2. このうち、大学における授業料減免措置につきましては、現在も国立大学法人運営費交付金等を活用し、実施しているものと承知しております、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えています。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

（参考）国立大学・私立大学に対する授業料減免措置（2019年度予算額）

国立大学法人運営費交付金：365億円

※大学院生を含めた免除対象人数6万6千人

私立大学等経常費補助金：177億円

※大学院生を含めた免除対象人数9万6千人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
城井 崇氏（国民）

問想定33 法科大学院でリカレント教育を積極的に  
行っていくことについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 各法科大学院が、それぞれの特色を生かして、リカレント教育を含む多様な教育を行い、有為な人材を育成・輩出することも重要であり、メリハリある予算配分などを通じて、こうした取組を支援してまいります。
2. 具体的には、例えば、
  - ・慶應大学においては、グローバル企業・国際機関のリーガル・スタッフ等の養成を目的とした専攻の設置
  - ・早稲田大学においては、公益活動の担い手や社会的企業家の育成を目指すコースの設置等の取組があると承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

畠野 君枝氏（共産）

問想定1 中央教育審議会において、在学中受験に関する議論は行ったのか。

（答）

中央教育審議会法科大学院等特別委員会においては、司法試験の在学中受験について議論を行ったことはありません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

更問 1 在学中受験に関する発言もなかったのか。

(答)

平成 30 年 10 月 5 日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、2 名の委員から司法試験の在学中受験に関する発言があり、これに対して、委員として参画している法務省の担当課長より、

- ・在学中受験に関する検討状況
- ・在学中受験が法科大学院の教育に大きな影響を与えることを踏まえ、関係者の意見を聞きながら検討していきたいこと

について発言があったところです。

(参考) 発言者 ※議事録抜粋は参考資料として添付

- ・丸島俊介委員（弁護士）
- ・大貫裕之委員（中央大学法科大学院教授・法科大学院協会理事長）
- ・福原道雄委員（法務省大臣官房司法法制部司法法制課長）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

更問2 なぜ議事録が公表されていないのか。

(答)

事務局を務める担当課における作業が遅れているためであり、お詫び申し上げますとともに、速やかにホームページにおいて公表できるよう迅速に対応いたします。

(参考) 中央教育審議会法科大学院等特別委員会の議事録は、第87回（平成30年7月30日）までは公表されているが、

- ・第88回（平成30年10月5日）
- ・第89回（平成30年11月9日）
- ・第90回（平成30年12月13日）
- ・第91回（平成31年1月28日）

の議事録は、各委員に照会中であり、確定していない。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
畠野 君枝氏（共産）

問想定2 在学中受験は3プラス2の制度設計に大きな影響を与えるものなのに、なぜ中央教育審議会で検討しなかったのか。

（答）

1. 司法試験の在学中受験については、法科大学院教育改革の検討状況を踏まえ、法務省において、法科大学院在学中受験を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方等の様々な観点から、文部科学省と連携しつつ、鋭意検討が行われ、決定されたものと承知しています。

また、この過程において、法科大学院協会等関係者の意見を聞きながら検討を行ったところであり、法科大学院協会としても、昨年9月に、大学院としての教育が維持されること等を条件として、御了承いただいているところです。

2. 文部科学省としても、在学中受験の導入は、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減に資すると考えており、今回の改正案を提出したものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

畠野 君枝氏（共産）

問想定3 参考人質疑において、3プラス2の隠れた意図は予備試験組を法科大学院に呼び戻すことだという指摘があった。しかし、予備試験合格者が多く在学する大学・大学院は、法科大学院ルートでも十分に司法試験合格者を輩出している大規模校ばかりであり、学生を無理して引き留める必要はなく、よって3プラス2を制度化は不要ではないか。

（答）

1. 早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）の制度化と司法試験の在学中受験の導入は、予備試験を受験する法学部生や法科大学院生を法科大学院に取り込むことが目的なのではなく、  
法曹資格取得までの時間的・経済的負担が法曹を志望する上で大きな不安や迷いの一つとされており、こうした負担の軽減が学生にとって大きなニーズになっていることに対応するものです。
2. したがって、予備試験合格者がどの大学・法科大学院に在籍しているかという状況とは関係なく、学生の実際のニーズを踏まえれば、今回の改正案には必要性があると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

畠野 君枝氏（共産）

問想定4 3プラス2の制度化が学部教育に与える影響について不安が示されているが、どのように受け止めているのか。（議員は、中央教育審議会の議事録を見て、法曹コースのカリキュラム編成や厳格な成績評価の方法等について不安視する発言があることに問題意識がある。）

（答）

1. 今回の改正案に規定する法学部の法曹養成基礎課程（法曹コース）においては、学部の早期卒業を前提として法科大学院既修者コースへ接続する3プラス2のルートを制度化するものであり、学部3年間で、法律の基本科目について、法科大学院の未修1年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められます。
2. このことについて、中央教育審議会の審議過程では、
  - ・法学部の中で、法曹コースの学生のみ評価基準を変えることは困難
  - ・法曹コースの学生が幅広い教養を身に付ける機会が損なわれないよう留意が必要
  - ・法曹コース独自に科目開設することは人的にも物理的にも困難といったご意見がありました。

3. 法曹コースの開設を検討する大学の不安や疑問を解消することは新制度を円滑に施行するためには非常に重要であり、文部科学省においては、

- ・中央教育審議会における法曹コースの在り方に関する資料を隨時、大学に提供
- ・大学から寄せられる質問を質疑応答集として整理し、全大学に共有
- ・今回の法案提出後に大学向けの説明会を開催など、丁寧な情報提供に努めているところです。

4. 法曹コースの開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を考えつつ、未来ある若者を受け入れる責任ある立場を認識し、法案が成立した際には、速やかに対応できるようしっかり準備を進めていただく必要があり、文部科学省としても、大学に対して、法曹コースの趣旨等についてしっかり周知してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

畠野 君枝氏（共産）

問想定5 先日の審議において、既修者コースの出身者については累積合格率の目標を概ね達成しているとの答弁があった。とすれば、3プラス2の制度化など既修者教育の改革は不要であり、未修者教育こそ充実させるべきではないか。

（答）

1. （御指摘のように、）既修者コースの出身者の累積合格率は7割を超えており、法科大学院全体としては平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で掲げられた目標を達成しています。
2. 他方で、修了後1年目の合格率は、既修者コース出身者であっても約5割にとどまっており、また、法科大学院志願者も大幅に減少してきております。  
こうした課題を解決するためには、既修者コース・未修者コースを問わず、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学できる環境を整えるため、改革を進める必要があると認識しております。
3. もちろん、累積合格率の目標を達成できていない未修者コースの改革は、特に重要な課題であると考えており、今回の改正案においては、法科大学院の入学者の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法について、例えば、休日受験の工夫をするなど、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。

4. さらに、法改正と併せた改革として、

・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続

・各法科大学院が共通して客観的な進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の本格実施

といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について御議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
畠野 君枝氏（共産）

問想定6 プロセスとしての法曹養成は堅持するとのことだが、3プラス2の制度化や在学中受験の導入といった今回の改正案は、司法制度改革審議会意見書に掲げられた理念に逆行している。このような改正案を取りまとめる前に、司法制度改革審議会と同様の国民的な議論を経るべきではないか。

（答）

1. 今回の改正案は、司法制度改革審議会意見書の考え方を変更するものではありません。
2. 改正案のうち、
  - ① 3プラス2の制度化は、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が学生にとって大きなニーズとなっていることに対応するため、法科大学院の存在意義を損なうことなく、法学部と法科大学院との連携を図るものであり、
  - ② 司法試験の在学中受験の導入についても、在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、合格した者については、法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としているため、プロセスとしての法曹養成の理念は引き続き堅持されています。
3. このように、今回の改正案は、プロセスとしての法曹養成としての理念は引き続き重要であるとの認識に立ちつつ、現実のニーズを踏まえて、中央教育審議会における議論や関係団体との意見交換を重ねた上で必要な改革を行うものであり、「これまでの理念を否定するものであるから国民的な議論を経るべき」との御指摘は当たらないと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
串田 誠一氏（維新）

問想定1 旧司法試験制度から法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度に転換したことは正しい選択であったと考えるか。

（答）

1. 旧司法試験制度におけるいわゆる「点」のみの選抜から、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度への転換は、実務力や実践力も含めて法曹のプロフェッショナルを育成していく上で正しい選択であったと考えています。

2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者についても、当初の目標が実現できない中で、法科大学院修了者の合格率は7・8割どころか、2・3割と全体として低迷する事態となつてしまいました。

また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになってしまいました。

さらに、法曹の将来にわたる需要の見込みも当初と異なってまいりました。

3. 今回の改革案は、こうした状況を踏まえ、法科大学院を中心としたプロセスとしての法曹養成制度の再構築を図るものであり、これにより法科大学院における教育の充実と優れた法曹人口の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

## 更問1 「プロセスによる法曹養成」とは何か。

(答)

1. 「プロセスによる法曹養成」とは、法科大学院教育を通じて
  - ①司法試験に確実に合格できるよう、学校教育として体系的に学修すること
  - ②実務力や実践力も含めて法曹のプロフェッショナルを育成していくことは重要であることから、司法試験だけでなく、実務や倫理観、多様な興味に応じた学修することを指しています。
2. 両方を行うことが、プロセスとしての法曹養成において重要であり、今回の改正案においても、堅持されるべき理念であると考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問2 「プロセスによる選抜」とは何か。「一発試験だと当たり外れがある」とはどういうことか（今も試験はあるではないか）

(答)

1. 旧試験（低い合格率のまでの試験のみの「点」による選抜）では、問題の当たり外れによって、能力があっても合格できないことがあります。
2. 法科大学院における「プロセスによる選別」とは、厳格な成績評価や修了認定によって、真に能力がある者のみが修了することが出来、だからこそ、そのような者であれば7-8割は合格できるということであれば、試験を課してもその問題の当たり外れに左右されることが少ないと、いう意味です。
3. したがって、充実した法科大学院教育と厳格な成績評価・修了認定が不可欠であると考えており、現在の合格率の低迷を踏まえ、今回の改正案で法科大学院教育の抜本的充実と成績評価・修了認定の基準と実施状況の公表などを行うこととしたものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

### 更問3 予備校が跋扈することが問題なのか。

(答)

1. 旧司法試験においては、司法試験に合格するための学識等を身につけるためには、独学をするか予備校に通うしかありませんでした。
2. 予備校において受験技術偏重の指導がなされ、マスプロの講義によって、いわゆる論証を丸暗記し、答案の書くということが多くなっているとの懸念がありました。
3. この点、司法制度改革審議会意見書においても同様の点が指摘されており、量を拡大するに当たって、このままの状況で質を維持することが困難という指摘がされていました。
4. 本来、法曹となるに当たっては、単に答案を書く技術を暗記するのではなく、それぞれの法への本質的理解が求められるところであり、法科大学院において、少人数指導を通じた質の高い教育を受けることで、それを身につけることが必要であると考えています。
5. したがって、プロセスとしての法曹養成は、法曹を目指す者にとって必要不可欠であることから、法科大学院を設け、また今後も維持するものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定2 司法試験受験者が激減した理由についてどのように分析しているか。

（答）

1. 司法試験受験者の減少は、法科大学院志望者の激減が大きな要因であると考えております。
2. 法科大学院制度は、当初は、司法試験合格者3,000人を目指し、法科大学院修了者の7～8割が合格できる教育を行うこととされました。
3. しかしながら、法科大学院志願者が制度設立当初（平成16年度）は72,800人おり、法科大学院が最大74校あったところ、平成31年度の法科大学院志願者は9,117人に、募集継続する法科大学院は36校に、それぞれ激減しているところです。
4. また、司法試験合格者数3,000人の数値目標は撤回され、現在は当面1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進めることとされているところです。
5. このように、法科大学院志望者の激減などを招いた原因としては、  
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷（募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者で8割弱、未修者で5割弱）したこと、  
②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果においては、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていること  
などが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問 法科大学院制度の導入そのものが、司法試験受験者激減の理由なのではないか。

(答)

1. 司法試験受験者の減少は、（法務省が答弁したとおり、）受験資格要件を法科大学院修了者に限定した新司法試験への移行に伴う減少もありますが、新司法試験移行後の減少は、法科大学院志望者の激減が大きな要因であると考えております。

(参考) 司法試験受験者数

平成 5 年度 17,714 人

平成 16 年度 43,367 人 ※法科大学院設置

平成 18 年度 32,339 人（旧試験：30,248 人、新試験：2,091 人）※新試験開始

平成 22 年度 21,386 人（旧試験：13,223 人、新試験：8,163 人）※旧試験終了

平成 23 年度 8,765 人 ※新司法試験受験者のピーク

平成 30 年度 5,238 人 ※過去最低

2. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。

また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっています。

3. こうした状況の下、法曹志望者は、大幅な減少を招く状況となるなど、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出しており、こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実を図ることを目的として今回の法改正を提案したものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
串田 誠一氏（維新）

問想定3 政府案は法学部3年と法科大学院2年のコースを制度化することとしているが、法学部4年の中で豊かな素養を有する法曹人を育成することや、実務的な素養の育成は司法研修所で行うことも可能との意見もある。このような考え方に対する文部科学省の見解如何。

（同旨 法務省政府参考人）

（答）

1. 法科大学院は、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関であり、

- ・司法試験において共通して問われる憲法、民法、刑法といった科目（法律基本科目）はもちろん、
- ・学生が、それぞれの興味関心に応じて多様な法領域に関する分野を学ぶことができる科目（展開・先端科目）

も開設され、将来の法曹としての実務に必要な学識・能力・素養を涵養する場として、重要な役割を担っております。法学部は、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという意義と機能を担っており、法学部がこのような法曹養成機関としての役割を担うことは困難と考えます。

2. 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とせず、その代わりとして司法修習を延長するとなれば、司法試験という「点」による選抜の仕組みに戻ることになり、プロセス養成としての考え方からすると問題であると思します。
3. 文部科学省としては、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成は引き続き重要であるとの認識のもと、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整えるべく、法科大学院改革に全力を尽くしてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

## 更問 予備試験の在り方について問われた場合

(答)

1. 平成 27 年 6 月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験の在り方について、「平成 30 年度までに行われる法科大学院の集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、法曹養成制度の理念を阻害することができないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」ととされています。
2. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることができが最優先であり、予備試験については、その実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えております。
3. なお、法務省において検討されるべきものであると承知していますが、予備試験の要件設定など、そのあるべき姿を含めて議論をしていただきたいと考えており、文部科学省としても必要な協力をしてまいりたいと思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問1 法科大学院入学者の3割以上を未修者とする基準を廃止した理由如何。

（議員は、基準を撤廃したことが問題あるのではないかという認識。）

（答）

1. 法科大学院の入学者のうち、法学部以外の出身者等未修者や社会人の割合を3割以上とする努力義務を課す文部科学省告示については、

- ・現在の状況では入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘を踏まえ、
- ・法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための入学者選抜を厳格に実施し、質の高い多様な者を入学させて法曹として輩出することを促すため、

平成30年3月、多様な知識又は経験を有する者を入学させる努力義務は堅持しつつ、数値基準については設定しないこととしたところです。

（参考1）専門職大学院に關し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）（抜粋）※改正前

（法科大学院の入学者選抜）

第3条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

（参考2）法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日中教審法科大学院等特別委員会）（抜粋）

- 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粹未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべきである。

2. 一方で、今年度の入学者のうち、未修者・社会人の割合は、約31%となっているところであり、今後とも、未修者・社会人の受入れに努めてまいります。

(参考3) 未修者・社会人割合の割合 (平成31年4月1日現在)

法科大学院入学者全体：1,862人

うち未修者・社会人： 577人 (約31%)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
吉川 元氏（社民）

問2 未修者に対する教育の質の保証をどう進めるのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成することは法科大学院の重要な基本理念であり、今般の法科大学院制度改革により、未修者教育の改善・充実に取り組んでまいります。
2. 具体的には、改正案により、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定するとともに、教育課程や成績評価・修了認定の基準・実施状況の公表を義務付けることにより、未修者教育も含め、各法科大学院における教育の充実を図ります。
3. また、法改正と併せた改革として、
  - ①未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続や、
  - ②各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施といった取組を推進して、未修者教育の質の保証を進めています。

4. さらに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、今後、文部科学省として、法科大学院教育の一層の充実を図る観点から、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問3 入学者選抜における未修者への配慮義務とは具体的に  
どういった内容なのか。

（答）

1. 今回の改正案においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、例えば、特定分野からの選抜枠の設定や丁寧な口述試験の実施などの工夫をするなど、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。

（参考）

考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定（例：東京大学）
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施  
(例：京都大学)

考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
吉川 元氏（社民）

問4 5年一貫型を奨励しつつ、どう多様性の確保を進めるのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認める一方で、法曹コース以外の学生や未修者・社会人の枠も確保する必要があることから、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとしております。  
これにより、法学未修者や法曹コース以外出身の法学部生に対する法科大学院への進学機会を確保することとしています。
2. また、今回の改正案においては、未修者や社会人に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における多様性の確保を推進してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問5 第5回共通到達度確認試験試行試験の受験対象者如何。

（答）

1. 共通到達度確認試験については、中央教育審議会法科大学院特別委員会のもとに設けられた未修者教育のためのワーキング・グループ（平成24年）において、未修者教育の質保証を図る観点から構想され、基本設計を検討した上で、法科大学院1年次を対象として平成26年度から共通到達度確認試験の試行試験が開始されました。
2. 他方、共通到達度確認試験は、平成27年6月の関係大臣から構成される法曹養成制度改革推進会議決定において、「法曹三者の理解と協力を得ながら試行を毎年度行い、試行対象者を法学既修者にも順次拡大する」とされたことから、平成27年度に行われた第2回の試行試験から、対象を拡大し、昨年度行われた第5回の試行試験までは、法科大学院1年次と2年次を対象として行われたところです。

（参考：共通到達度確認試験の経緯）

平成26年度第1回試行試験 委託研究 : (委託先) 東大

平成27年度第2回試行試験 運営費交付金 : (支出先) 東大、京大、一橋大

平成28年度第3回～5回試行試験 運営費交付金 : (支出先) 上記3大学、神戸大

平成31年度第1回 本格実施 : (主体) 法科大学院協会、日弁連法務研究財団

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問6 受験対象者を既修者にまで広げる目的如何。

（答）

1. 共通到達度確認試験については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議において、「文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析」するとされたことから、第2回（平成27年度）の試行試験より、法科大学院1年次のみならず、既修者も含めて法科大学院2年次も対象として行ってきたところであります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問7 学部生に対しても試験の間口を広げるということか。

（答）

1. 平成30年7月に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、共通到達度確認試験については、平成31年度から法科大学院協会と日弁連法務研究財団が実施主体となって本格実施すること、その際、未修者教育の質の保証を図る観点を最優先して、全ての法科大学院の1年次学生が原則として受験することが了承され、その後、実施主体において検討された結果、本年度に実施する第1回の本格実施においては、法科大学院1年次学生のみを対象とすることが決定されました。
2. 他方、同特別委員会において平成30年3月に取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」においては、共通到達度確認試験について、法学部法曹コースの修了者の質の保証にも活用され得ることから、「法学部の学生も受験できるような開放性のものとすることが期待される」とされており、今後、学部学生も対象とするかは、実施主体である法科大学院協会と日弁連法務研究財団において、文部科学省とも相談しつつ検討されることになっております。

（スケジュール）

第5回 試行試験	平成31年（2019年）3月実施
第1回 本格実施	令和2年（2020年）1月実施

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問8 今後実施する共通到達度確認試験の結果を進級判定の材料にするのか。する場合、試験本来の目的から逸脱していないか。

（答）

1. 平成30年12月に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、共通到達度確認試験について、「法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とすること」などを目的としていることから、その成績を各法科大学院が法学未修者コース1年次から2年次への進級判定の資料の一つとして活用することが妥当として了承されたところです。
2. 今後、文部科学省において、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データを受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析することになっており、本格実施の実施主体となる法科大学院協会や日弁連法務研究財団と協議しながら、全国的な統一的な進級判定することを検討する必要があると考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
吉川 元氏（社民）

問9 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による加算率の格差は適切なのか。大臣の見解如何。（議員は加算率が低い大学は教育内容等の改善ができないのではないかという認識。）

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、各法科大学院における自主的な組織見直しや、教育の質の向上のための取組を促進しております。

（参考）平成31年度の各法科大学院の「公的支援見直し強化・加算プログラム」の審査結果

上位9校：110% 東北大学、東京大学、一橋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、慶應義塾大学

下位8校：75% 金沢大学、立命館大学、福岡大学

70% 法政大学

65% 駒沢大学、専修大学、日本大学

5% 南山大学

2. 本プログラムにおいては、司法試験の合格率等客観的な指標により基礎額を決定し、さらに、各法科大学院から提案された取組を外部の有識者から構成される審査委員会において評価し、加算額を決定しており、各法科大学院の教育の成果や努力を適切に評価する仕組みとなっていると考えております。

3. また、本プログラムの仕組みは適宜適切に見直しを行っておりまます。

例えば、加算額の決定に当たり各法科大学院から提案される取組については、昨年度までは、1件ずつ個別に評価していたところですが、小規模な大学は提案できる数が限られていたことなどを踏まえ、大学の取組をより適切に評価できるよう、今年度から、今後5年間の改革構想及びその具体的な取組をパッケージとして評価することとしております。

4. さらに、客観的指標が低い大学に対しては、教育実績を上げている法科大学院の教員の協力を得て、文部科学省が教育改善に向けた指導、助言を行っており、引き続き、メリハリある予算配分を通じて、各大学の教育の質の向上等を促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元 氏（社民）

問10 大学院生への経済的支援の大半が大学独自で行われている現状について認識如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、各大学がそれに定める基準で実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けております。
2. このうち、大学における授業料減免措置につきましては、現在も国立大学法人運営費交付金等を活用し、実施しているものと承知しております、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えています。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

（参考）国立大学・私立大学に対する授業料減免措置（2019年度予算額）

国立大学法人運営費交付金：365億円

※大学院生を含めた免除対象人数 6万6千人

私立大学等経常費補助金：177億円

※大学院生を含めた免除対象人数 9万6千人

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問11 連携法第4条第1号から第4号までを新設した理由如何。

（答）

1. 法科大学院では、それぞれの創意工夫による独自性・多様性を発揮し、自主的に教育を充実させることが期待され、従来の連携法第4条は、大学の責務として「法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努める」ことのみを規定していたところです。

（参考） 下位法令においては、専門職大学院設置基準（省令）には教育内容に関する具体的な定めはなく、専門職大学院に関し必要な事項を定める件（告示）において、4つの科目群（①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目）を規定した上で、全ての科目群の開設と、学生の履修がいずれかに偏ることのないよう配慮することを規定していたのみ。

2. この理念は今後も維持されるべきものですが、法科大学院全体の司法試験合格率の低迷等の現状を踏まえると、法曹養成に特化した専門職大学院としての役割を十分に果たすことを、法令上担保する必要があります。

3. したがって、第4条に第1号から第4号を新設することにより、  
・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力  
・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力

等のほか、司法試験の出題範囲・レベルにとらわれない将来の法曹としての実務を見据えつつ、法科大学院として涵養すべき学識等を具体的に規定することとしています。

（参考）各号の規定内容（要旨）

- ・第1号：共通して必要とされる専門的学識
- ・第2号：共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力
- ・第3号：前二号に掲げるもののほか、専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- ・第4号：弁論能力や実務の基礎的素養など将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問12 連携法第4条第3号が選択科目相当科目を指すのか。  
その場合、司法試験施行規則に定められた8法が対象という  
ことか。

（答）

1. 連携法第4条第3号では、第4条第1号、第2号に掲げるもののほか、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」を法科大学院において涵養すべき学識等の一つとして規定しています。

（参考）各号の規定内容（要旨）

- ・第1号：共通して必要とされる専門的学識
- ・第2号：共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力
- ・第3号：前二号に掲げるもののほか、専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- ・第4号：弁論能力や実務の基礎的素養など将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等

2. 具体的には、各学生が選択する多様な展開・先端科目などを想定しており、この中に、司法試験法施行規則第一条に定められている8法に相当する科目も含まれると考えていましたが、それ以外の科目も含まれるものと考えています。

（参考）司法試験法施行規則第一条に定める選択科目8科目

- ①倒産法、②租税法、③経済法、④知的財産法、⑤労働法、⑥環境法、  
⑦国際関係法（公法系）、⑧国際関係法（私法系）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元 氏（社民）

問13 法曹コースの教育課程は、既存の法学部の教育とどう異なるのか。

（答）

1. 法曹コースは、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、早期卒業の活用を前提に、学部段階から法科大学院と一貫した教育を受けることができるよう、今回の改革案において制度化するものです。
2. 法学部4年間においては、法的思考と政治学的識見の基礎を身に付けた人材の養成など幅広い目的の下で教育課程が編成されるのに対し、法曹コースにおいては、法科大学院既修者コースへの接続を前提として、3年間で、法律の基本科目について、法科大学院の未修1年次の内容の修得を含めた教育課程を編成することが求められる点が異なります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元 氏（社民）

問14 既に法曹養成で連携している大学・大学院等も新たに認定手続きを必要とするのか。

（答）

1. 今回の改正案による法曹養成連携協定は、

①連携法曹基礎課程（法曹コース）が、法科大学院における教育を支えるものとして法的な位置付けを有し、その修了生の多くが法科大学院に進学することが見込まれるなど、協定の内容は法曹養成に大きな影響を及ぼすと想定されること

②学生が、安心して、法曹コース・法科大学院を経て法曹を目指すことができる環境を整えるためには、法曹養成連携協定の内容が信頼できるものであることを担保する必要があることから、法曹養成連携協定の内容が適当であることについて、文部科学大臣が認定することとしています。

2. これにより、法曹コースを修了して連携先の法科大学院に進学しようとする学生について、単位の修得状況（成績）を踏まえた入学者選抜が可能になるとともに、法律に根拠を有する協定となることで法曹を志望する学生や高校生が将来を見据えて安心して進学することが可能となります。

3. このため、既に連携をしている大学・大学院についても、今回の改正案の下で、認定を受けることが望ましいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

吉川 元 氏（社民）

問15 飛び入学の認定要件如何。

（議員は、既修者認定試験を受けないといけないのかという認識。）

（答）

1. 今回の改正案においては、従来、学部成績のみにより認定されていた大学院への飛び入学について、学部成績と併せて「文部科学大臣が定めるもの」も考慮することを認めるものです。
2. 「文部科学大臣が定めるもの」としては、既修者認定試験の結果を考えているところです。
3. したがって、飛び入学の認定に当たっては、学部成績のみで判断される場合もあり得ますが、今回、学部成績に加えて既修者認定試験の結果を用いることも可能とするものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問1 法科大学院入学者のうち社会人や未修者を3割受け入れることとしていた文部科学省告示の規定は削除されたが、多様な人材を受け入れるという方針に変更はないという理解でよいか。

（答）

1. 多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野での知見を活かせるようにすることが一層求められており、現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくありません。

（参考1）法科大学院終了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. 今後も、法科大学院において、社会人や未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。

3. このため、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、例えば、休日受験などの工夫をするなど、社会人や未修者に対する配慮義務を規定することとしております。

（参考2）

考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

4. さらに、法改正と併せた改革として、

- ① 社会人教育、未修者教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続や、
- ② 各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施といった取組を推進してまいります。

5. それ以外の部分についても、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、社会人や未修者の教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問2 法科大学院修了者や司法試験合格者に占める社会人及び純粹未修者の割合はどうなっているか。

（答）

1. 法科大学院修了者に占める法学部以外の非法学部出身者の割合は、平成21年度修了生から状況把握を開始し、平成29年度までの間、平成22年度の約24%をピークに15%（平成29年度）まで低下しています。
2. また、法科大学院修了者の司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合は、法務省において公表している情報をもとに算出すると、最初に未修者コースを修了した者が受験した平成19年司法試験から平成30年まで、約22%から13%に低下しています。
3. 一方で、社会人出身者に関する入学後の状況については、標準修業年限で修了した社会人出身者の数は把握しておりましたが、毎年度の修了者数や社会人出身者の司法試験の合格状況については、状況把握をしておりませんでした。
4. 今後、社会人出身者の修了状況や司法試験の合格状況についても情報収集を進めるとともに、状況を分析することで、多様なバックグラウンドを有する者が、一人でも多く法科大学院で学び、法曹として輩出されるよう、努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問3 平成30年司法試験合格者について、法科大学院修了資格と予備試験合格資格による受験者のうち、社会人や純粹未修者の割合はどちらが多いのか。

（答）

1. 平成30年司法試験における法科大学院修了者の司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合は、法務省が公表する資料では、約13%となっていますが、未修者コースの最初の修了者が受験した平成19年司法試験の約22%が最も高い割合となっております。なお、社会人出身者の合格割合は把握していません。

2. 今後、社会人出身者の修了状況や司法試験の合格状況についても情報収集を進めるとともに、状況を分析することで、多様なバックグラウンドを有する者が、一人でも多く法科大学院で学び、法曹として輩出されるよう、努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月26日（金）衆・文部科学委員会  
笠 浩史氏（未来）

問想定1 法科大学院修了者のうち社会人の純粹未修者の司法試験受験者数や合格者数を把握していない場合、こうした基本的な情報をしっかりと把握し、分析することが必要ではないか。

（答）

1. 議員ご指摘のとおり、今後とも、多様なバックグラウンドを有する者が、一人でも多く法科大学院を修了し、法律に関する分野でその知見を活かしていくためには、入学状況だけではなく、修了状況や司法試験の合格状況を適確に把握し、分析することが何よりも重要と考えます。
2. 今後、これまで状況把握をしてこなかった社会人出身者の修了状況や司法試験の合格状況だけではなく、非法学部出身者及び社会人出身者の休学や中退の状況も含め、基本的な情報を収集し、法科大学院教育の改善・充実に何が必要なのか、しっかりと分析してまいります。
3. なお、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、累積合格率が概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指すこととされており、今後、文部科学省として、法科大学院教育の一層の充実を図る観点から、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行っていく必要があると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]